

# 公共建築物の木造率について

平成 2 9 年 4 月

## 林野庁

# 公共建築物における木材利用の状況

- 平成27年度に着工された公共建築物の木造率(床面積ベース)は11.7%となり、法律施行後、初めて10%を超えた前年度から、さらに1.3ポイントの増加。基本方針において積極的に木造化を促進することとされている低層(3階建て以下)の公共建築物の平成27年度の木造率は26.0%。
- 国が整備した公共建築物のうち、積極的に木造化を促進することとされている低層(3階建て以下)のもの平成27年度の木造率(棟数ベース)は、54.5%と初めての過半。

## ■ 公共建築物の木造率(床面積ベース)の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
公共建築物の木造率	8.3%	8.4%	9.0%	8.9%	10.4%	11.7%
うち低層	17.9%	21.3%	21.5%	21.0%	23.2%	26.0%

※ 木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を利用したものを言う。

※ 「公共建築物」とは、国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物を言う。

資料: 建築着工統計(国土交通省)のデータを元に林野庁が試算

## ■ 国が整備する低層の公共建築物における木造率(棟数ベース)の推移

		H23	H24	H25	H26	H27
基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層(3階建て以下)の公共建築物 注	棟数	94	98	118	100	110
	棟数	31	42	24	32	60
うち木造で整備を行った公共建築物	木造率	33.0%	42.9%	20.3%	32.0%	54.5%

注 建築基準法等において耐火建築物とすることが求められる公共建築物及び当該建築物に求められる機能等の観点から木造化を図ることが困難であると判断される公共建築物等を除いたもの

## 「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に基づく措置の平成27年度における実施状況について

平成27年度における「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に基づく措置の実施状況を取りまとめたところ、国が整備した公共建築物のうち、基本方針の「積極的に木造化を促進するもの」に該当する施設の木造化率は前年度から大幅に増加して54.5%となり、初めて5割を超える結果となりました。

あわせて、基本方針に沿って策定した「新農林水産省木材利用推進計画」の平成27年度における実施状況を取りまとめました。

### 1. 趣旨

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、農林水産省及び国土交通省は、毎年、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号。以下「基本方針」という。）に基づく措置の実施状況を公表することとなっており、この度、平成27年度における実施状況を取りまとめました。

また、農林水産省は、「新農林水産省木材利用推進計画」（平成22年12月策定、平成28年4月改定）に基づき、平成27年度における同計画の実施状況を取りまとめました。

### 2. 基本方針の実施状況

#### (1) 平成27年度の実施状況

平成27年度において、国が整備した公共建築物のうち、基本方針の「積極的に木造化を促進するもの」（注1）に該当するものは110施設で、うち木造で整備を行った公共建築物は、最高裁判所（自転車置場）、警察庁（警備派出所等）、財務省（自転車置場）、厚生労働省（一般舎等）、農林水産省（森林事務所等）、国土交通省（公園施設等）、環境省（事務所等）、防衛省（貯蔵庫等）の60施設であり、木造化率は前年度の32.0%から大幅に増加し、54.5%となりました。木造化率が5割を超えたのは初めてです。

内装等の木質化を行った公共建築物は、会計検査院（書庫）、法務省（宿舍等）、経済産業省（渡り廊下）等の186施設でした。

（注1）基本方針において積極的に木造化を促進するとされているものは、低層（3階建て以下）の公共建築物のうち以下に記すものを除いたものです。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物

○災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等

#### (2) 実施状況を踏まえて講ずべき措置

公共建築物等への木材利用の取組をさらに促進するため、農林水産省及び国土交通省は、各省各庁に対し、引き続き木造・木質化取組事例や木製品の資料の提供を行います。また、各省各庁は、各省計画に従って国が整備する公共建築物における木材の利用を確実に推進するとともに、CLT等の新たな木質部材の活用に努めます。

### 3. 農林水産省の木材利用推進計画の実施状況

#### (1) 平成27年度の実施状況

農林水産省では、基本方針に沿って策定した「新農林水産省木材利用推進計画」（平成22年12月策定、平成28年4月改定）に基づき、木材利用の拡大に取り組んでいるところです。

同計画の対象とされている農林水産省及び関係独立行政法人の庁舎等の施設において、平成27年度に新築又は増改築された18施設のうち、5割にあたる9施設（森林事務所等）が木造化され（注2）、新築、増改築又は模様替えされた46施設のうち、約4割に当たる19施設（森林管理局等）で内装等の木質化が行われました。

農林水産省関係公共土木工事では、残存型枠、標識工、視線誘導標等で木材利用の取組が進んでいます。

農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品の導入実績では、間伐材を利用したコピー用紙、業務用茶封筒、フラットファイル等で木材利用の取組が進んでいます。

（注2）農林水産省関連施設（独立行政法人を除く。）については、施設が必要とする機能等の観点から木造化が困難であると判断される施設（頻繁に消毒液を使用し衛生的に管理する必要がある動物検疫所等）について、木造率算定の対象外としています。

#### (2) 今後の取組

林野庁から各局庁、地方組織等に対し、木材利用の意義等を改めて周知徹底するとともに、木材・木製品利用事例の積極的な情報開示、助言等を実施していきます。

< 添付資料 >

平成27年度公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ  
農林水産省木材利用推進計画の実績について（平成27年度）

#### 【お問合せ先】

林政部木材利用課

担当者：木造公共建築物促進班 藤田、吉田

代表：03-3502-8111（内線6127）

ダイヤルイン：03-6744-2626

FAX：03-3502-0305

# 平成 27 年度 公共建築物における木材の利用の 促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ

平成 29 年 3 月 7 日  
農林水産大臣、国土交通大臣

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 7 条第 7 項に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成 22 年 10 月 4 日 農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。）第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめたので、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表する。

## （基本方針）

### 第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、国は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを目標とする。

## I 基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

### 1 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容

平成 27 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容については、以下のとおりである。

#### (1) 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」の開催

(平成 27 年 12 月 16 日)

各省各庁が参集し、法に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を実施するとともに、木材利用の取組に関する情報提供を実施した。

(関係省庁等会議構成員) 衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、宮内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院

### 2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

平成 27 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況については、以下のとおりである。

#### (1) 低層の公共建築物の木造化について

平成 27 年度においては、基本方針で積極的に木造化を促進するとされている低層(3 階建て以下)の公共建築物が全体で 110 棟、合計延べ面積 10,402m<sup>2</sup>が整備された。

このうち、木造で整備を行った公共建築物は 60 棟、合計延べ面積 3,708 m<sup>2</sup>であった。概要は表 1 のとおりである。

なお、木造以外の構造とした主な理由は、次のとおりである。

○法施行(平成 22 年 10 月)前に非木造建築物として予算化された建築物であること。

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断された建築物であること。その理由として、

- ・点検等のためのクレーンが必要な施設で重荷重を持たせる構造とする必要がある、
  - ・検疫場の動物洗浄施設で洗浄水や消毒液等の薬品に対する耐久性が要求される、
  - ・観測用の設備機器を収納する施設で精密機器類の保護を確実にする必要がある、
- などが挙げられている。

表1 木造で整備を行った公共建築物<sup>注</sup>

省庁名	用途	棟数	合計延べ面積(m <sup>2</sup> )
最高裁判所	自転車置場	1	11
警察庁	犬舎兼倉庫	1	58
	警備派出所	3	7
財務省	自転車置場	1	7
厚生労働省	一般舎	2	238
	園内トイレ	1	29
農林水産省	森林事務所	4	164
	公務員宿舎	1	554
	その他	1	6
国土交通省	公園施設	17	1,080
	車庫	1	36
	トイレ	3	407
	その他(庁舎増築他)	2	77
環境省	事務所(自然保護官事務所)	1	73
	公園施設(休憩所、展望施設、公衆便所)	13	385
	その他施設(監視員詰所)	1	31
防衛省	貯蔵庫	6	504
	トイレ	1	41
合計		60	3,708

注：国が整備する公共建築物のうち、木造化（構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。）したもので平成27年度に完成したもの。

【平成 27 年度に木造で整備を行った主な公共建築物】

(( )) 内は、順に所在地、階数、延べ面積を示す。

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

○ 最高裁判所

長崎地家裁佐世保支部 自転車置場 (長崎県佐世保市 1階建て 11 m<sup>2</sup>)



○ 警察庁

島根県警察鑑識分庁舎 (島根県松江市 1階建て 58 m<sup>2</sup>)



○ 財務省

西脇税務署 自転車置場 (兵庫県西脇市 1階建て 7 m<sup>2</sup>)



○ 厚生労働省

星塚敬愛園 園内トイレ (鹿児島県鹿屋市 1階建て 29 m<sup>2</sup>)



○ 農林水産省

向町・志茂合同森林事務所 (山形県最上郡最上町 1階建て 38 m<sup>2</sup>)



○ 国土交通省

国営常陸海浜公園 自然の森トイレ棟 (茨城県ひたちなか市 1階建て 39 m<sup>2</sup>)



○ 環境省

階上岳山頂園地休憩所 (青森県三戸郡階上町 1階建て 35 m<sup>2</sup>)



○ 環境省

隠岐自然保護官事務所※ (島根県隠岐郡隠岐の島町 1階建て 73 m<sup>2</sup>)



○ 防衛省

新田原飛行場周辺 トイレ (宮崎県児湯郡新富町 1階建て 41 m<sup>2</sup>)



(2) 内装等の木質化について

平成 27 年度に内装等の木質化を行った公共建築物の総数は、合計 186 棟であった。  
概要は表 2 のとおりである。

表 2 内装等の木質化を行った公共建築物 <sup>注1</sup>

省庁名	新築等で 木質化を行った棟数 <sup>注2</sup>	模様替えて 木質化を行った棟数	合計棟数
衆議院	1	0	1
最高裁判所	3	15	18
会計検査院	0	1	1
内閣府	0	1	1
警察庁	4	0	4
消費者庁	0	1	1
復興庁	0	1	1
法務省	14	3	17
外務省	2	0	2
財務省	4	9	13
文部科学省	0	1	1
厚生労働省	5	4	9
農林水産省	4	5	9
経済産業省	1	0	1
国土交通省	14	4	18
環境省	3	2	5
防衛省	38	46	84
合計	93	93	186

注 1 : 国が整備する公共建築物のうち、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用したもので平成 27 年度に完成したもの。

注 2 : 新築等で木質化を行った棟数は、木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもの。

【平成 27 年度に内装等の木質化を行った主な公共建築物】

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

○ 衆議院

国立国会図書館国際子ども図書館※  
(使用部位：壁、書棚、カウンター)



○ 会計検査院 王子書庫

(使用部位：床、巾木)



○ 最高裁判所 福井地家裁武生支部  
(使用部位：法廷 壁・法廷家具)



○ 最高裁判所 札幌地家裁浦河支部  
(使用部位：玄関ホール 壁・天井)



○ 警察庁 千葉県警察学校生徒寮※  
(使用部位：外部ルーバー)



○ 警察庁 北海道警察学校生徒寮※  
(使用部位：カウンター台、扉、窓枠)



- 法務省 七尾拘置支所宿舎  
(使用部位：床、収納、木製建具枠)



- 財務省 東京国税局※  
(使用部位：エントランスホール壁)



- 厚生労働省 長島愛生園  
(使用部位：床、ドア、窓枠)



- 経済産業省 渡り廊下※  
(使用部位：壁)



- 農林水産省 北海道森林管理局庁舎  
(使用部位：腰板)



- 農林水産省 飛騨森林管理署庁舎※  
(使用部位：柱、天井、壁)



- 国土交通省 仙台第1地方合同庁舎増築棟（B棟）  
（使用部位：壁、受付カウンター）



- 国土交通省 道の駅「させぼっくす99」情報室棟及び便所棟  
（使用部位：壁、造作家具）



- 環境省 えびのエコミュージアムセンター  
（使用部位：床、壁、天井）



- 環境省 普代園地展望施設  
（使用部位：天井他）



- 防衛省 陸上自衛隊船岡駐屯地体育館  
（使用部位：アリーナ・ステージ 床）



- 防衛省 航空自衛隊那覇基地庁舎  
（使用部位：応接室 腰壁、主要建具）



(参考) 木材利用推進状況について

表3 国が整備する公共建築物における木材利用推進状況

整備及び使用実績	単位	25年度	26年度	27年度	備考 (対前年比)
基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層（3階建て以下）の公共建築物 <sup>注1</sup>	棟数 (A)	118	100	110	110.0%
	延べ面積 (㎡)	21,157	11,769	10,402	88.4%
うち、木造で整備を行った公共建築物	棟数 (B)	24	32	60	187.5%
	延べ面積 (㎡)	5,689	4,047	3,708	91.6%
	木造化率 (B/A)	20.3%	32.0%	54.5%	170.5%
うち、法施行前に非木造建築物として予算化された公共建築物	棟数	24	7	6	85.7%
うち、各省各庁において木造化になじまない等と判断された公共建築物	棟数	70	61	44	72.1%
内装等の木質化を行った公共建築物 <sup>注2</sup>	棟数	161	172	186	108.1%
木材の使用量 <sup>注3</sup>	m <sup>3</sup>	6,695	2,705	2,327	86.0%

注1 : 基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層の公共建築物とは、国が整備する公共建築物（新築等）から、以下に記す公共建築物を除いたもの。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物

(例示) ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設

・刑務所等の収容施設

・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設

・危険物を貯蔵又は使用する施設等

・伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物

・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

注2 : 木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注3 : 当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。木造で整備を行った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22m<sup>3</sup>/㎡で換算した換算値。また、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

(3) 木材を原材料として使用した備品及び消耗品と木質バイオマスの利用について

木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況並びに木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況については、表4、表5のとおりである。

なお、木材を原材料として使用した備品及び消耗品が調達できなかった理由は、次のとおりである。

- 紙類・文具類の調達では、古紙配合品を優先しているため
- 要求する仕様を満たす製品がないため
- 機能、性能上の必要性から
- 競争入札の結果、他の製品を購入することになったため
- グリーン購入法適合品で、より安価なものを調達しているため
- 耐久性を考慮したため
- 既製品との調和のため 等

表4 木材(間伐材・合法木材)を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況(全体集計)

使用実績		単位	平成26年度			平成27年度			備考 (対前年比)		
			総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率
紙類	コピー用紙	kg	31,463,488	19,880,981	63.2%	30,637,391	20,864,073	68.1%	97.4%	104.9%	107.8%
	印刷用紙	kg	3,073,872	1,999,537	65.0%	6,258,636	6,012,717	96.1%	203.6%	300.7%	147.7%
文具類	ファイル	冊	5,536,834	4,059,682	73.3%	9,120,019	7,624,959	83.6%	164.7%	187.8%	114.0%
	事務用封筒(紙製)	枚	140,132,575	112,807,044	80.5%	145,484,723	127,237,440	87.5%	103.8%	112.8%	108.6%
オフィス家具等	机	台	27,232	2,697	9.9%	22,539	5,495	24.4%	82.8%	203.7%	246.2%
	棚	連	11,901	540	4.5%	9,474	1,165	12.3%	79.6%	215.7%	271.0%
	収納用什器(棚以外)	台	22,969	1,713	7.5%	21,745	3,863	17.8%	94.7%	225.5%	238.2%
	ローパー ディスプレイ	台	6,256	321	5.1%	5,775	559	9.7%	92.3%	174.1%	188.6%

注：木材を使用した製品とは、間伐材・合法木材を原材料として使用した製品。

表5 木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況

(単位：基)

	H27 年度末累計		新たな設置		既存施設からの廃止	
	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー
合計	288	5	15	0	19	0
農林水産省	109	0	2	0	4	0
国土交通省	2	1	1	0	0	0
環境省	177	4	12	0	15	0

注：各省各庁が所管する公共建築物において、木質バイオマスを燃料とする暖房器具、ボイラーの設置数等を計上

### 3 その他

#### (1) 国における取組

##### ① 公立学校施設の整備における木材利用の促進の取組

文部科学省では、木造校舎の整備や内装の木質化に対して国庫補助を実施した。特に、地域材を活用して木造施設を整備する場合や、環境を考慮した学校施設(エコスクール)として認定を受けて内装木質化を行う場合、国庫補助単価の加算措置を実施した。

また、木材利用の取組の一助となるよう、都道府県、市町村担当者、学校関係者、設計者等を対象にした講習会を開催した。

##### ② 学校施設における木材利用の促進に資する取組

文部科学省では、木造3階建て校舎については、平成27年6月施行の「建築基準法の一部を改正する法律」(平成26年法律第54号)により耐火建築物から1時間準耐火構造に規制緩和され、木造での整備も容易になった。しかしながら、1時間準耐火構造による木造3階建て校舎については、実例がなかったため、建築関係の技術者や専門家のみならず学校施設の整備に携わる事務職員の方々にも理解できるよう、イラストや写真等を用いて特に防火・耐火に関する規定のポイントや建築計画の留意事項等を分かりやすく整理した手引を作成するとともに、学校設置者に対して配付した。

##### ③ 都道府県担当者を対象とした会議等における木材利用促進の周知

厚生労働省では、木材利用の積極的活用を図るものを優先的に補助採択する旨を、社会福祉施設の整備方針として周知した。

都道府県担当者を対象とした会議等の場において、社会福祉施設や診療所等における木材利用の促進を要請した。

##### ④ 低コストで合理的な木造公共建築物の整備等に対する補助事業

林野庁では、地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の工事費等に対する支援、設計段階からの技術支援、整備資金の借入れに係る利子助成を実施した。

また、大規模な木造建築の実現に必要な新たな建築部材の開発に対する支援を実施するとともに、木造建築設計・施工の担い手育成に対する支援等を実施した。

#### ⑤ 木材の適切な供給の確保に関する取組

林野庁では、林業の生産性の向上に向けて、施業を集約化し、計画的に搬出間伐を行う者や、林道等の路網整備等を行う者に対する支援を行った。

また、品質・性能の確かな地域材製品の安定的な供給に向けた木材加工流通施設等の整備への支援や、地域材の差別化・信頼性向上を図るため、合法木材の表示実証調査や合法木材の普及のための研修の実施などの支援を行った。

このほか、東日本大震災により被災した木材加工流通施設の復旧等を支援し、復興住宅等の建設に向けて、地域材の安定供給体制の構築を図った。

#### ⑥ 市町村方針策定の働きかけ

林野庁では、直接、また都道府県を通じて間接的に、法の趣旨の浸透や市町村方針の策定への働きかけを行った。その結果、全市町村における市町村方針の策定割合は、平成 27 年度末に 87%まで増加した。

#### ⑦ 「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」の公表

国土交通省では、公共建築物における木造化・木質化の推進にあたって、木造建築物についての経験の少ない公共建築物の発注者や設計者が、「材料調達の考慮」等の建設コストや工期に影響を及ぼす内容を踏まえながら合理的に設計を進められるよう「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」を取りまとめ公表した。

#### ⑧ 「木材を利用した官庁施設の保全等に関する検討」の開始

国土交通省では、官庁施設における木材利用をより一層進めるために、木造建築物の耐久性や保全性に関する情報を収集、整理し、木材を利用した官庁施設の保全等の参考となる資料を作成することを目的に平成 27、28 年度の 2 か年にかかる検討を開始した。

#### ⑨ 「木材利用推進研修」の新設

国土交通省では、公共建築分野において木材の利用が更に促進されるように、木材の利用を担う人材の育成を目的とした「木材利用推進研修」（国土交通大学校）を新設した。

#### ⑩ 木造建築基準の高度化推進事業

国土交通省では、木造 3 階建ての学校や延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>を超える建築物に関し、

火災時の安全性が確保される基準の整備に向け、実証実験の実施等による木材の耐火性等に関する研究（平成 23 年度～平成 25 年度）を実施した。その成果をふまえ、木造 3 階建て学校等の建築を可能とするよう建築基準法を改正し、平成 27 年 6 月 1 日に施行された。

また、CLT（直交集成板）を用いた建築物が一般的に建てられるようにするため、林野庁とも連携しながら、地震や火災に対する安全性を検証する実験等を実施した。その成果をふまえ、建築基準法に基づく CLT 材料の品質及び基準の強度（平成 28 年 3 月 31 日）、CLT 部材等の燃えしろ設計（平成 28 年 3 月 31 日）、CLT を用いた建築物の一般的な設計法（平成 28 年 4 月 1 日）に関する告示を公布・施行した。

#### ⑪ 先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物の整備に対する補助事業

国土交通省では、構造・防火面における先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物等の整備に対する補助制度により、店舗や事務所等の木造建築物等の整備を支援した。

#### ⑫ 自然公園等施設における木材利用の取組

環境省では、自然環境整備交付金事業として地方公共団体が行う国立公園、国定公園事業として実施する施設整備等に対して交付金を交付して支援を行った。

#### ⑬ 公共建築物における木材利用の情報提供を行うためのホームページを充実

文部科学省：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/mokuzou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/index.htm)

平成 28 年 3 月に作成した「木の学校づくり－木造 3 階建て校舎の手引－」を平成 28 年 4 月 12 日に公表

林野庁：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html>

国土交通省：[http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai\\_index.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_index.html)

### (2) 地方公共団体等における取組

#### ○ 地方公共団体の方針策定状況

法第 4 条において、「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされている。

また、法第 8 条では、「都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針(以下、「都道府県方針」という。)を定めることができる。」としている。

さらに、法第 9 条では、「市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の

公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「市町村方針」という。）を定めることができる。」としている。

都道府県方針については、平成 24 年 3 月に、47 都道府県全てで策定されたところである。市町村方針の策定数は市町村方針の策定数は 1,534（平成 28 年 12 月末時点）となり、参考 1 のとおりである。

また、地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例は参考 2 のとおりである。

## II 実施状況を踏まえて講ずべき措置

### 1 国が講ずべき措置

平成 27 年度の実施状況を踏まえ、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資するよう講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 各省各庁は、各省計画に従って国が整備する公共建築物における木材の利用を確実に推進するとともに、新たな木材の利用の促進のため、CLT等の新たな木質部材の活用に努める。さらに、独立行政法人等、関係機関に対して木材の利用に関して積極的な働きかけを行う。

農林水産省及び国土交通省は、公共建築物の木造化等の取組が確実に実施されるよう、「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」を適宜開催し、施設整備主体への働きかけや新たな取組事例の情報提供などを行う。

また、国土交通省は、予算要求段階において各省各庁の営繕計画書に関する意見書制度を活用するなど、より一層の木造化、内装等の木質化の実施について働きかける。

- (2) 各省各庁における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達について、木製品の対象となる製品の情報が少ないことから、農林水産省は、各省各庁に対し各種資料の提供など積極的な情報提供に努める。また、備品及び消耗品のメーカーに対しては、法の趣旨を説明し、木材を原材料とした製品の充実を働きかける。

### 2 国が地方公共団体等に対して講ずべき措置

地方公共団体等における取組状況を踏まえ、国が地方公共団体や関係業界団体等に対して講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 市町村方針については、林業関係の専門性を有した職員が少ない場合も多いことから木材利用に関する疑問点等についてアドバイスをを行い、より多くの市町村が方針を策定するよう積極的に働きかける。

特に、都市部の市町村に対しては、木材利用の意義とともに、方針策定の働きかけを

積極的に行う。

- (2) 地方公共団体のニーズ等を把握し、公共建築物の木造化に向けた取組が効率的に進められるよう、技術支援等の必要な情報を提供する。
- (3) 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の整備主体に対し、木材の利用について積極的な働きかけを行う。
- (4) 公共施設の整備を行っている関係業界団体等の掘り起こしを行い、各種説明会や会議等の場を通じて法に関する取組を周知徹底する。
- (5) 間伐材等の木材を使用した備品及び消耗品などの調達について、地方公共団体等に対し、積極的な調達に努めるよう働きかけを行う。

	市町村数	策定済市町村	策定率	策定市町村名
★ 北海道	179	179	100%	様奉町、豊富町、白老町、更別村、厚沢部町、釧路市、滝上町、鷹栖町、当麻町、七飯町、下川町、士別市、えりも町、奥尻町、せたな町、浦河町、稚内町、音更町、浜頓別町、恵庭市、士幌町、豊浦町、幕別町、足寄町、美瑛町、寿都町、浦幌町、上ノ国町、豊幌町、池田町、雄武町、鶴居村、早取町、東川町、新十津川町、羽幌町、芽室町、小平町、乙部町、津別町、今金町、美幌町、伊達市、蓮野町、北見市、江刺町、名寄市、美深町、別海町、紋別市、木古内町、心くわく町、新得町、鹿追町、泊村、興部町、戸別町、新冠町、上士幌町、妹背牛町、富良野市、網走市、初山別村、旭川市、白糠町、函館市、月形町、網走市、赤井川町、神恵内町、中内町、福島町、秋分町、倶知安町、北竜町、大空町、礼文町、利尻富良野市、佐呂間町、栗山町、南幌町、標茶町、砂川市、夕張市、南富良野町、大樹町、天塩町、上砂川町、天塩町、上砂川町、雨竜町、羅臼町、遠軽町、石狩市、深川市、赤平市、浦臼町、弟子屈町、仁川町、礼部町、本別町、留寿都村、三笠市、釧路町、様似町、新篠津村、標津町、浜中町、遠別町、中札内町、辻町、中標津町、稚内市、広尾町、厚岸町、新ひだか町、利尻町、中頓別町、松前町、陸奥町、帯広市、清水町、斜里町、小清水町、湧別町、清里町、占冠村、占冠町、占冠町、古前町、京極町、根室市、真狩村、長沼町、ニセコ町、西興部町、中川町、北広島市、中富良野町、愛別町、東神楽町、島枝村、古平町、和寒町、洞爺湖町、北斗市、余市町、鹿部町、森町、沼田町、八雲町、日高町、喜茂別町、厚真町、上富良野町、幌加内町、江別市、岩内町、留寿都町、歌志内町、長万町、蘭越町、幌延町、比布町、猿払村、増毛町、共和町、音威子府村、黒松内町、上川町、滝川市、登別市、当別町、仁木町、小樽市、美瑛市、安平町、剣淵町、岩見沢市、室蘭市、千歳市、苫小牧市
★ 青森	40	40	100%	東通村、八戸市、西目屋村、陸上町、蓬田村、外ヶ浜町、三戸町、佐井村、東北町、田子町、風間浦村、むつ市、深浦町、大間町、五戸町、新郷村、七戸町、今別町、南部町、大鰐町、鶴田町、六戸町、横浜町、中泊町、藤崎町、十和田市、平内町、つがる市、おいらせ町、黒石市、鱒ヶ沢町、板柳町、三沢市、田舎館村、平川市、五所川原市、野辺地町、青森市、六ヶ所村、弘前市
★ 岩手	33	33	100%	盛岡市、矢野町、一関市、紫波町、一戸町、釜石市、軽米町、奥州市、金ヶ崎町、葛巻町、久慈市、大槌町、西和賀町、岩手町、九戸村、住田町、菅代村、滝沢市、二戸市、野田村、田野畑村、聖石町、八幡平市、洋野町、遠野市、岩泉町、宮古市、平泉町、山田町、陸前高田市、大船渡市、北上市、花巻市
★ 宮城	35	30	86%	柴田町、女川町、東松島市、登米市、石巻市、白石市、大郷町、加美町、岩沼市、南三陸町、涌谷町、丸森町、色麻町、気仙沼市、川崎町、七ヶ宿町、大衡村、大和町、蔵王町、富谷町、利府町、大河原町、角田市、村田町、松島町、大崎町、美里町、名取市、栗原市、仙台市
★ 秋田	25	25	100%	八峰町、藤里町、三陸町、小坂町、五城目町、大仙市、仙北市、美郷町、横手市、鹿角市、大館市、上小阿仁村、男鹿市、湯上市、八郎潟町、にかほ市、羽後町、秋田市、井川町、大湯村、由利本荘市、湯沢市、東成瀬村、能代市、北秋田市
★ 山形	35	35	100%	山形市、南陽市、鶴岡市、遊佐町、金山町、戸沢村、大蔵村、高島町、大江町、河北町、新庄市、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、米沢市、小国町、白鷹町、飯豊町、朝日町、西川町、長井市、山辺町、天童市、三川町、大石町、庄内町、川西町、中山町、村山市、上山市、尾花沢市、寒河江市、東根市、酒田市
★ 福島	59	51	86%	喜多方市、古殿町、国見町、白河市、矢吹町、塩町、中島村、鏡石町、会津坂下町、二本松市、いわき市、湯川村、南会津町、会津若松市、鮎川村、小野町、平田村、三島町、石川町、南相馬市、昭和村、泉崎村、柳津町、大玉村、西郷村、玉川村、矢祭町、只見町、楡枝岐村、下郷町、北塩原村、金山町、郡山市、須賀川市、西会津町、福島市、磐梯町、天栄村、会津美里町、猪苗代町、広野町、田村市、浅川町、桑折町、川俣町、新地町、伊達市、東根市、本庄市、福川市、羽生市、ふじみ野市、川口市、戸田市、深谷市
★ 茨城	44	44	100%	桜川市、潮来市、古河市、神栖町、高萩市、大洗町、城里町、鉾田市、鹿嶋市、行方市、筑西市、境町、笠間市、石岡市、かすみがうら市、下妻市、八千代町、常陸大宮市、坂東市、大子町、結城市、常総市、常陸大宮市、五雲町、日立市、北茨城市、つば市、土浦市、牛久市、小美玉市、那珂市、水戸市、茨城県、ひたちなか市、阿見町、つくばみらい市、東海村、竜ヶ崎町、取手市、利根町、稲敷市、守谷市、河内町、美浦村
★ 栃木	25	25	100%	鹿沼市、大田原市、那珂川町、茂木町、那須町、那須烏山市、市貝町、野木町、芳賀町、足利市、壬生町、下野市、益子町、矢板市、さくら市、上三川町、塩谷町、栃木市、小山市、日光市、高根沢町、佐野市、真岡市、宇都宮市、那須塩原市
★ 群馬	35	28	80%	高崎市、上野村、神流町、嬭恋村、桐生市、中之条町、草津町、邑楽町、甘楽町、下仁田町、高山村、沼田市、南牧村、富岡市、長野原町、東吾妻町、前橋市、みどり市、玉川町、みなかみ町、安中市、吉岡町、片品村、藤岡市、川場村、千代田町、渋川市、榛東村
★ 埼玉	63	39	62%	秩父市、ときがわ町、小籠野町、横瀬町、皆野町、長瀨町、寄居町、毛呂山町、熊谷町、日高市、越生市、嵐山町、神川町、小川町、東秩父村、吉見町、鴻巣市、熊谷市、杉戸町、滑川町、三芳町、東松山市、志木市、川島町、所沢市、鳩山町、行田市、さいたま市、狭山市、鶴ヶ島市、坂戸市、美里町、本庄市、福川市、羽生市、ふじみ野市、川口市、戸田市、深谷市
★ 千葉	54	25	46%	茂原市、香取市、山武市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、館南町、横芝光町、南房総市、富津市、印西市、富里市、千葉市、木更津市、勝浦市、鏡子市、鴨川市、館山市、大網白里市、匝瑛市、君津市、多古町
★ 東京	62	12	19%	新島村、神津島村、港区、日野市、椿原村、日の出町、江東区、品川区、あきる野市、豊島区、青根市、足立区
★ 神奈川	33	16	48%	小田原市、逗子市、松田町、箱根町、相模原市、伊勢原市、山北町、秦野市、中井町、大井町、海老名市、厚木市、横浜市、川崎市、南足柄市、愛川町
★ 新潟	30	29	97%	新潟市、阿賀野市、村上市、五泉市、聖籠町、胎内市、糸魚川市、南魚沼市、津南町、魚沼市、上越市、妙高市、十日町市、関川村、佐渡市、粟島浦村、阿賀町、燕市、弥彦村、刈羽村、出雲崎町、田上町、長岡市、三条市、湯沢町、新発田市、見附市、柏崎市、小千谷市
★ 富山	15	15	100%	高岡市、南砺市、小矢部市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、上市町、立山町、滑川市、氷見市、富山市、砺波市、舟橋村、射水市
★ 石川	19	19	100%	小松市、能美市、加賀市、川北町、金沢市、七尾市、羽咋市、志賀町、珠洲市、穴水町、白山市、宝達志水町、能登町、中能登町、輪島市、かほく市、津幡町、内灘町、野々市市
★ 福井	17	17	100%	永平寺町、池田町、南越前町、福井市、越前町、大野市、勝山市、鯖江市、美浜町、若狭町、おおい町、あわら市、坂井市、敦賀市、小浜市、高浜町、越前市
★ 山梨	27	27	100%	南アルプス市、鳴沢村、都留市、富士河口湖町、早川町、中央市、奥州市、富士川町、市川三郷町、身延町、忍野町、高井町、玉川市、山梨市、上野原市、甲州市、大月市、丹波山梨村、小菅村、甲府市、塩志村、昭和町、甲斐市、北杜市、山梨村、富士吉田市
★ 長野	77	77	100%	松本市、東御市、塩尻市、木曾町、南木曾町、長野市、中野市、飯山市、南箕輪村、宮田村、玉滝村、野沢温泉村、立科町、小川村、小諸市、朝日村、伊那市、箕輪町、上田市、須坂市、駒ヶ根市、長和町、青木村、下諏訪町、飯島町、木祖村、大桑村、山ノ内町、木島平村、信濃町、上松町、坂城町、中川村、安曇野市、富士見町、天龍村、川上村、栄村、大町市、南牧村、佐久穂町、千曲市、辰野町、松川村、小谷村、飯綱町、北相木村、生坂村、信濃村、下條村、平谷村、南相木村、油田町、根羽村、秦阜村、阿南町、高山村、筑北村、山形村、御代田町、売木村、小海町、小布施町、高森町、豊丘村、白馬村、松川町、大鹿村、阿智村、軽井沢町、諏訪市、飯田市、原村、岡谷市、佐久市、茅野市
★ 岐阜	42	42	100%	高山市、郡上市、白川町、瑞浪市、惠那市、中津川市、東白川村、掛麦川町、大垣市、神戸町、海津市、養老町、輪之内町、坂祝町、富加町、七宗町、御嵩町、八百津町、美濃加茂市、笠松町、各務原市、飛騨市、下呂市、関市、美濃市、川辺町、安八町、大野町、土岐市、池田町、本巣市、羽島市、白川村、北方町、多治見市、垂井町、山県市、可児市、瑞穂市、岐南町、関ヶ原町、岐阜市
★ 静岡	35	35	100%	浜松市、伊豆市、静岡市、小山町、掛川市、清水町、袋井市、西伊豆町、南伊豆町、松崎町、御前崎市、川根本町、下田市、河津町、磐田市、富士宮市、島田市、焼津市、藤枝市、森町、熱海市、牧之原市、富士市、函南町、御殿場市、伊豆の飛鳥市、飛鳥市、東伊豆町、津島市、長泉町、三島市、湖西市
★ 愛知	54	54	100%	新城市、設楽町、東栄町、豊根村、豊田市、美浜町、あま市、津島市、飛鳥村、武豊町、北名古屋市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、阿久比町、南知多町、愛西市、蟹江町、岩倉市、大治町、幸田町、みよし市、東浦町、長久手市、清須市、弥富市、東海市、大明市、常滑市、岡崎市、東郷町、小牧市、犬山市、知多市、瀬戸市、日進市、春日井市、一宮市、扶桑町、半田市、西尾市、知立市、尾張旭市、江南市、稻沢市、豊山町、大井町、刈谷市、大府市、碧南市、豊浜市、名古屋市中区
★ 三重	29	29	100%	亀山市、熊野市、紀宝町、いなべ市、東員町、菟野町、四日市市、大台町、伊勢市、紀北町、南伊勢町、玉城町、度会町、明和町、松阪市、尾鷲市、伊賀市、津市、多気町、名張市、御浜町、大紀町、木曾岬町、志摩市、鳥羽市、朝日町、鈴鹿市、川越町、桑名市
★ 滋賀	19	19	100%	甲賀市、彦根市、多賀町、長浜市、愛荘町、日野町、高島市、長岡市、大津市、野洲市、米原市、近江八幡市、草津市、甲良町、東近江市、湖南市、栗東市、竜王町、守山市、豊郷町
★ 京都	26	26	100%	長岡京市、和東町、京丹後市、南丹市、八幡市、伊根町、与謝野町、大山崎町、福知山市、綾部市、京都市、舞鶴市、向日市、亀岡市、南山城村、宇治田原町、笠置町、城陽市、泉津市、木津川市、京丹波町、久御山町、京田辺市、井手町、精華町、宇治市
★ 大阪	43	22	51%	和泉市、岬町、岸和田市、忠岡町、泉大津市、高石市、泉南市、千早赤阪村、泉佐野市、田尻町、太子町、河内長野市、貝塚市、河南町、南木村、高槻市、能勢町、大阪府、熊取町、堺市、東大阪府、阪南市
★ 兵庫	41	36	88%	神戸市、市川町、福崎町、豊岡市、丹波市、南あわじ市、朝来市、養父市、佐用町、多可町、加古川市、播磨町、猪名川町、太子町、香美町、福美町、高砂市、三木市、宍粟市、明石市、姫路市、加西市、小野市、西脇市、たつの市、相生市、加東市、新温泉町、上郡町、赤穂市、芦屋市、淡路市、高松市、徳山市、三田市、神戸市
★ 奈良	39	39	100%	野迫川村、曾爾村、宇陀市、天川村、御杖村、吉野町、下北山村、大淀町、下市町、五條市、十津川村、川上村、大和郡山市、黒滝村、上北山村、天理市、高取町、山添村、東吉野村、三宅町、川西町、斑鳩町、橿原市、平群町、桜井市、田原本町、明日香村、生駒市、奈良市、御所市、大和高田市、河合町、香芝市、広陵町、三郷町、葛城市、上牧町、安堵町、王寺町
★ 和歌山	30	30	100%	新宮市、有田川町、白浜町、九度山町、かつらぎ町、上富田町、紀の川市、高野町、湯浅町、美浜町、ささみ町、田辺市、有田市、橋本市、日高川町、日高町、広川町、みなべ町、太地町、北山村、紀美野町、御坊町、印南町、那智勝浦町、古座川町、串本町、和歌山市、由良町、若出市、海南市
★ 鳥取	19	19	100%	湯梨浜町、北栄町、三朝町、琴浦町、智頭町、日南町、鳥取市、岩美町、八頭町、倉吉市、大山町、日野町、江府町、若桜町、日吉津村、境港市、南部町、伯耆町、米子市
★ 島根	19	19	100%	浜田市、津江市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、益田市、吉賀町、隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村、大田市、飯南町、安来市、雲南市、出雲市、津和野町、松江市
★ 岡山	27	27	100%	真庭市、早島町、新見市、和気町、赤磐市、吉備中央町、西粟倉村、美咲町、岡山市、瀬戸内市、備前市、倉敷市、総社市、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町、高梁市、鏡野町、久米南町、新庄村、勝央町、津山市、奈義町、玉野市、美作市
★ 広島	23	23	100%	坂町、安芸太田町、江田島市、庄原市、大崎上島町、三次市、世羅町、府中市、神石高原町、呉市、大竹市、北広島町、海田町、安芸高田市、三原市、廿日市市、熊野町、尾道市、府中町、竹原市、広島市、東広島市、福山市
★ 山口	19	19	100%	萩市、岩国市、柳井市、和木町、上関町、田布施町、阿武町、山陽小野田市、長門市、周防大島町、平生町、下関市、山口市、防府市、下松市、光市、美祿市、周南市、宇部市
★ 徳島	24	24	100%	三好市、美馬市、つるぎ町、美波町、勝浦町、牟岐町、東みよし町、神山町、上勝町、石井町、那賀町、佐那河内村、上板町、北島町、小島島市、松茂町、板野町、徳島市、藍住町、阿波市、吉野川市、海陽町、阿南市、鳴門市
★ 香川	17	17	100%	東かがわ市、土庄町、さぬき市、三豊市、三木町、宇多津町、まんのう町、多度津町、丸亀市、小豆島町、高松市、観音寺市、綾川町、琴平町、普通寺市、直島町、坂出市
★ 愛媛	20	20	100%	久万高原町、東温市、鬼北町、内子町、松野町、上島町、砥部町、新居浜市、西条市、今治市、松山市、大洲市、八幡浜市、西予市、伊方町、宇和島市、愛南町、伊予市、松前町、四国中央市
★ 高知	34	34	100%	馬路村、土佐町、いの町、横原町、田野町、大豊町、本山町、津野町、日高村、仁淀川町、香南市、大川村、四万十町、南国市、東洋町、佐川町、須崎市、芸西村、安田町、黒潮町、大月町、三原村、四万十市、須毛市、土佐清水市、香美市、越知町、安芸市、中土佐町、土佐市、高知市、香南町、三ツ井町、高知市、北川村
★ 福岡	60	60	100%	八女市、添田町、遠賀町、朝倉市、広川町、飯塚市、東峰村、篠栗町、大木町、うきは市、福智町、大川町、新宮町、筑前町、嘉麻市、岡崎市、上毛町、築上町、吉巻町、行橋市、大川町、須恵町、大川市、川崎町、みやこ町、行橋市、宇美町、筑紫野市、みやま市、大任町、赤村、柳川市、宇美町、小郡市、東田原町、太宰府市、志免町、水巻町、宮若市、糸島市、久留米市、中間市、福岡市、那珂川町、粕屋町、糸田町、戸畑町、福津市、鞍手町、筑後市、春日市、小竹町、桂川町、香春町、大牟田市、直方市、田川市、北九州市、苅田町、大野城市
★ 佐賀	20	20	100%	伊万里市、太良町、白石町、大町町、嬉野市、有田町、上峰町、江北町、武雄市、小城市、鳥栖市、多久市、佐賀市、鹿島市、神埼市、唐津市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、姪野町、姪浜町
★ 長崎	21	21	100%	対馬市、川棚町、諫早市、西海市、雲仙市、新上五島町、東彼杵町、大村市、波佐見町、南島原市、長与町、平戸市、小値賀町、松浦市、佐世保市、壱岐市、佐々町、時津町、五島市、島原市、長崎市
★ 熊本	45	45	100%	宇土市、小国町、産山村、多良木町、西原村、高森町、南阿蘇村、阿蘇市、湯前町、益城町、和水町、上天草市、南小国町、山都町、水上村、山江村、五木村、芦北町、球磨村、八代市、相良村、八木市、あさぎり町、錦町、南関町、津奈木町、宇城市、美里町、菊池市、山鹿市、菊陽町、苓北町、水川町、玉名市、大津市、御船町、長洲町、水俣市、熊本市、嘉島町、甲佐町、天草市、五木町、合志市、荒尾市
★ 大分	18	18	100%	日田市、豊後高田市、九重町、竹田市、大分市、中津市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、佐伯市、臼杵市、日出町、国東市、玖珠町、杵築市、別府市
★ 宮崎	26	26	100%	椎葉村、三股町、日向市、日之影町、日南市、延岡市、諫諸村、西米良村、高千穂町、都城市、五ヶ瀬町、えびの市、美郷町、門川町、川南町、大城町、高鍋町、西郷市、小林市、高岡町、国富町、新富町、綾町、串間市、都農町、宮崎市
★ 鹿児島	43	43	100%	東串良町、南大隅町、知名町、曾於村、鹿屋市、鹿児島市、西之表市、志布志市、奄美市、大崎町、錦江町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天理町、伊仙町、和泊町、与論町、枕崎町、垂水市、伊佐市、阿久根市、霧島市、三島村、さつま町、湧水町、薩摩川内市、始良市、十島村、長島町、指宿市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、日置市、出水市
★ 沖縄	41	1	2%	東村
計	1,741	1,534	88%	

(注)★印の都道府県は、全市町村策定済み(36道府県)

## 【参考2】

### 地方公共団体において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例

(平成28年度木材利用優良施設コンクール(木材利用推進中央協議会主催)の受賞施設から)

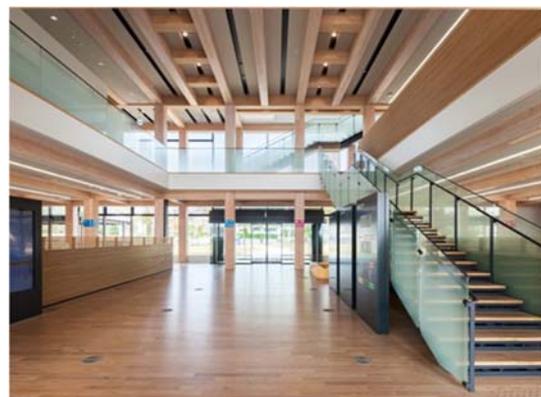
#### ○ 真庭市落合総合センター (農林水産大臣賞)

- ・ 施主 : 岡山県真庭市
- ・ 特徴 : 柱、梁には地元産ヒノキ集成材を使用し、LSB構法によりロングスパンを実現している。地域産材を使用した一般製材とエンジニアリングウッドを組み合わせた現しの木の架構と繊細な木ルーバーによって構成された吹き抜けの中央ロビーが建物内部を一層引き立たせている。



#### ○ 国見町役場 (林野庁長官賞)

- ・ 施主 : 福島県伊達郡国見町
- ・ 特徴 : H型鋼の木質ハイブリッド鋼材内蔵型集成材を「柱」と「梁」に採用し、鉄骨の躯体を県産材のカラマツで耐火被覆することで、木の架構に包まれた温かみのある空間を実現。



#### ○ 南幌町 町民プール (木材利用推進中央協議会会長賞)

- ・ 施主 : 北海道空知郡南幌町
- ・ 特徴 : 柱や梁に大断面集成材を使用した木質二方向ラーメン構造が開放感あふれる空間を確保、トップライトの屋根で日中は自然光でも十分に明るい。また、方杖式片流れ工法の採用により建設コストの削減を図った。



○ 七尾市中心市街地観光交流センター（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：石川県七尾市
- ・ 特徴：建物外部に町家の特徴である板張り、袖壁、格子を設置し、町家にみられる付属家としての土蔵が取り入れられている。内部通路は、町家特有のダイナミックな梁構造（見せ梁）など木組みの美しさを光らせ、広く見せる吹抜け空間とし、奥深い空間イメージが再現されている。



○ 木岐聖ヶ丘農林漁業体験施設（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：徳島県海部郡美波町
- ・ 特徴：発災後の二次避難のコア施設としての機能を持ち、事前復興の取組みとして津波水位よりも高い位置に建築している。一期工事では方杖構法を、二期工事では重ね梁構法を採用しており、平地の少ない沿岸地域において、小さなコンクリート基礎で必要な床面積を確保している。

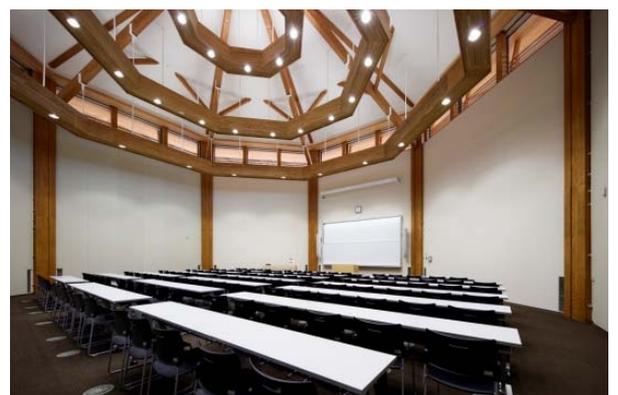


民間事業者による公共建築物等の木造化に取り組む新たな事例

（平成28年度木材利用優良施設コンクール（木材利用推進中央協議会主催）の受賞施設から）

○ 健康科学大学 看護学部1号館（林野庁長官賞）

- ・ 施主：学校法人 富士修紅学院（山梨県都留市）
- ・ 特徴：構造材は、県産カラマツを加工した大断面集成材・LVL材を使用、燃えしろ設計を行い柱・梁・筋交いの一部を現しとすることで構造材を見せる意匠としている。



○ 浜松信用金庫 於呂支店（林野庁長官賞）

- ・ 施主 : 浜松信用金庫（静岡県浜松市）
- ・ 特徴 : 浜松市の豊かな森林資源を持続可能な形で活用するために地域材を利用するとともに、天竜・飛龍といった地域名にちなんだ躍動感を表現するため、屋根にうねりをもたせた特色ある木空間を実現し、意匠と構造の合理性を図った構造となっている。



○ 桜の園（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主 : 社会福祉法人 路交館（大阪府守口市）
- ・ 特徴 : 燃えしろ設計化粧材以外の木材は、JAS製材品を使用し、既存技術・工法を採用することで、コスト・工期等の面で優位性を保っている。外装の広範囲に高温熱処理を施したサーモウッドを使用し耐久性・耐火性を高めており、外階段にも防腐剤を加圧注入したスギを使用している。



○ 幼保連携型認定こども園 あがた幼稚園（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主 : 学校法人 吾田学園（宮崎県日南市）
- ・ 特徴 : 建築基準法上、準耐火構造とする必要があったが、柱・梁を意匠的に現しとできる燃えしろ設計を採用することで、8角形の柱を中心とした放射状の登り梁が織りなす構造美と、地元産材である飫肥杉の温もりを感じることができる建物となっている。



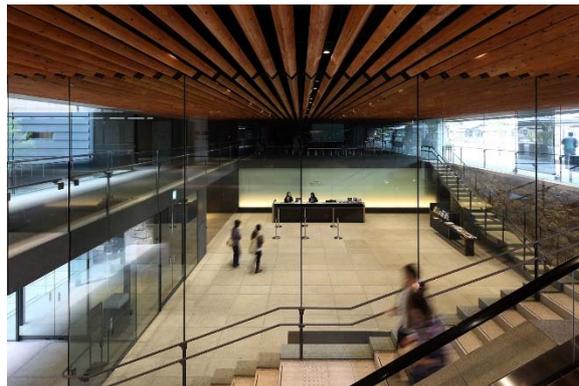
木材利用優良施設コンクールとは、木造建築物、内装材利用施設、街づくり施設等（住宅等個人供用のもの以外）で木材利用分野の拡大、地域材の有効活用等をした施設を対象とし、木材利用推進中央協議会が実施しているもの。

## 地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例

(平成 28 年度第 15 回公共建築賞 ((一社) 公共建築協会主催) の受賞施設から)

### ○ 龍谷大学 龍谷ミュージアム (公共建築賞[文化施設部門] (国土交通大臣表彰))

- ・ 施主 : 学校法人龍谷大学 (京都府京都市)
- ・ 特徴 : 施設の根幹である展示室・収蔵庫が温湿度に配慮した二重壁構造であるだけでなく、杉間伐材や自然石、漆喰壁の利用、通路の打ち水、中庭のドライミスト、油小路沿いの犬矢来を模した駐輪ラックなど、細部まで配慮されている。



### ○ 亀山市立関中学校 (公共建築賞[生活施設部門] (国土交通大臣表彰))

- ・ 施主 : 三重県亀山市
- ・ 特徴 : 校舎の構造体や内装には多くの木材 (地場産材) が活用されており、新校舎への移転後の不登校、問題行動の減少など、木造建築が生徒の情操に対しても良い影響を与えるほか、地域の人々の自慢の学校にもなっていることが紹介されている。



やわたはま ひづち  
○ 八幡浜市立日土小学校（特別賞（国土交通省大臣官房官庁営繕部長表彰））

- ・ 施主 : 愛媛県八幡浜市
- ・ 特徴 : グラウンドに向けて軒を低く構えた緩勾配の屋根、ファザードを覆う木造建具の繊細さ、谷間の緑とみかん畑に溶け込むような黄緑色の塗装、裏を流れる小川の環境を体感する階段、どれもが子供たちに語りかけています。



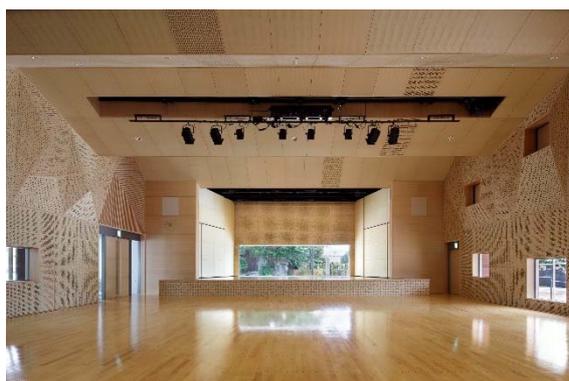
○ 東北大学 青葉山東キャンパスセンタースクエア（優秀賞（公共建築協会会長表彰））

- ・ 施主 : 国立大学法人東北大学工学研究科（宮城県仙台市）
- ・ 特徴 : 地元産木材の利用や風力により廃熱する自動換気システム排気窓の設置、吹き抜けによる自然光の活用など環境配慮も充実している。



○ 真壁伝承館（優秀賞（公共建築協会会長表彰））

- ・ 施主 : 茨城県桜川市
- ・ 特徴 : ボリュームを抑えた低層切妻屋根の建物形態、黒と白の焼付塗装鉄板壁と杉板目透かし張りの外壁構成などにより、重伝建地区の新たな美しい風景を構成する、中心的存在として大きな役割を果たしている。



○ 松江歴史館（優秀賞（公共建築協会会長表彰））

- ・ 施主 : 島根県松江市
- ・ 特徴 : 木造と瓦葺きの伝統的な日本建築に見える外観は、歴史的な意匠の考証的な探求によって、鉄筋コンクリートであるにもかかわらず伝統的な街並みの雰囲気再生している。



○ <sup>せいよ</sup>西予市庁舎（優秀賞（公共建築協会会長表彰））

- ・ 施主 : 愛媛県西予市
- ・ 特徴 : 木の庁舎として装材を中心に西予市産の杉や桧をほぼ100%使用しているほか、木質ペレット空調など、地場産業に密着した取組を行っている。



○ 芦北町 地域資源活用総合交流促進施設（優秀賞（公共建築協会会長表彰））

- ・ 施主 : 熊本県葦北郡芦北町
- ・ 特徴 : 地元木材を始め、県産木材を最大限に生かし、木の力強さと柔らかさを感じられる「木材を竹かごのように編んだ構造」という、例がきわめて少ない新技術を採用しながら快適な空間を作り上げている。



公共建築賞とは、国又は地方公共団体等が整備し、竣工後3年以上経過した公共性の高い建築物（構造種別は問わない）で、設計・施工、地域社会への貢献、施設管理・保全が優れた建築物を対象とし、公共建築協会が1年おきに実施しているもの。

農林水産省木材利用推進計画の実績について（平成27年度）

平成29年3月7日  
農 林 水 産 省

農林水産省では、「新農林水産省木材利用推進計画」（平成22年12月策定、平成28年4月改定）に基づき、木材利用の拡大に取り組んでいるところです。今般、平成27年度の実施状況等を次のとおり取りまとめたので、お知らせします。

1 農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設

○ 対象施設における実績

新築等における木造化や新築又は模様替えにおける内装等の木質化の実績は、以下のとおりである。

① 新築等における木造化

木造率は全体で50%となった。森林管理局では100%、農政局では33%、独立行政法人では30%であった。

区分	新築等数	うち木造化が困難であると判断されるものを除いた数	うち木造	木造率	木材使用量	うち国産材 (国産材率)
農林水産省本省	0	0	0	—	—	—
農政局	14	3	1	33%	0.2m <sup>3</sup>	0.2m <sup>3</sup> (100%)
森林管理局	5	5	5	100%	188.4m <sup>3</sup>	164.7m <sup>3</sup> (87%)
施設等機関等	8	0	0	—	—	—
独立行政法人	10		3	30%	43.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup> (5%)
計	37	18	9	50%	231.6m <sup>3</sup>	166.9m <sup>3</sup> (72%)

注1：新築等数には、雑屋建(焼却炉上屋、温室等)の数は含まない。

注2：施設が必要とする機能等の観点から、木造化が困難であると判断される施設(頻繁に消毒液を使用し衛生的に管理する必要がある検疫所等)については、木造率算定の対象外とする。



向町・志茂合同森林事務所（東北森林管理局：山形県最上郡最上町）

## ② 新築等又は模様替えにおける内装等の木質化

木質化率は全体で41%となった。森林管理局では飛騨森林管理署庁舎等で内装等の木質化を行い、木質化率は100%となった。

区分	新築等又は 模様替え数	うち内装等 の木質化	木質化率	木材使用量	うち国産材 (国産材率)
農林水産省本省	0	0	—	—	—
農政局	14	4	29%	40.2m <sup>3</sup>	32.0m <sup>3</sup> (80%)
森林管理局	10	10	100%	205.0m <sup>3</sup>	177.6m <sup>3</sup> (87%)
施設等機関等	8	1	13%	0.8m <sup>3</sup>	0.6m <sup>3</sup> (75%)
独立行政法人	14	4	29%	43.2m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup> (5%)
計	46	19	41%	289.2m <sup>3</sup>	212.2m <sup>3</sup> (73%)

注：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化をしたものとしてカウントしている。



北海道森林管理局庁舎  
(北海道札幌市)



飛騨森林管理署庁舎  
(中部森林管理局：岐阜県高山市)

## 2 農林水産省関係補助事業における建築物等の施設

### ○ 補助対象施設における実績

補助対象施設における木造化や新築又は模様替えにおける内装等の木質化の実績は、以下のとおりである

#### ① 木造化

補助対象施設における木造率は全体では37%となった。

区分	新築等数	うち木造	木造率
生産局	36	15	42%
農村振興局	27	14	52%
林野庁	52	13	25%
水産庁	0	0	—
計	115	42	37%

#### ② 新築等又は模様替えにおける内装等の木質化

木質化率は全体では53%となった。

区分	新築又は模様替え数	うち内装等の木質化	木質化率
生産局	36	21	58%
農村振興局	27	20	74%
林野庁	52	20	38%
水産庁	0	0	—
計	115	61	53%

注：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化をしたものとしてカウントしている。



道の駅（山形県朝日町）



哺育舎（北海道江別市）

### 3 農林水産省関係公共土木工事における工作物及び施設

#### ○ 公共土木工事における実績

事業における木材の使用量や工作物及び施設の木製の割合の実績は、以下のとおりである。

#### ① 事業における木材の使用量

木材の使用量の基準値（平成22年度～24年度に実施した工事費1億円当たりの木材使用量の平均）に対する倍率は、全体では0.7倍、林野庁では1.0倍、生産局では0.5倍、農村振興局では0.6倍、水産庁では6.8倍となった。

部局	木材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)	工事費総額 (億円) (B)	工事費1億円当たり の木材使用量(m <sup>3</sup> ) (C)=(A)/(B)	基準値(m <sup>3</sup> ) (D)	(C) / (D)
生産局	35	0.28	125	243	0.5
農村振興局	102,509	3,853	27	46	0.6
林野庁	183,215	1,862	98	99	1.0
水産庁	1,142	2.5	457	67	6.8
計	286,901	5,718	50	69	0.7

#### ② 工作物及び施設の木製の割合

・都道府県への補助事業を含む（地方単独事業は含まない）。

#### (ア) 柵工

木製の割合は全体では86%、林野庁では100%、生産局が47%、農村振興局が51%、水産庁が0%となった。

部局	施工量 (m)	うち木製 (m)	木製の割合	木材使用量 (m <sup>3</sup> )
生産局	14,236	6,683	47%	35
農村振興局	7,108	3,608	51%	146
林野庁	62,258	62,258	100%	4,020
水産庁	604	0	0%	0
計	84,206	72,549	86%	4,201



転落防止柵（愛知県尾張旭市）



木柵（北海道野付郡別海町）

(イ) **残存型枠**

林野庁で使用実績があり、木製の割合が100%となった。

部局	施工量 (基)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m <sup>3</sup> )
生産局	0	0	—	0
農村振興局	0	0	—	0
林野庁	1,120	1,120	100%	65,103
水産庁	0	0	—	0
計	1,120	1,120	100%	65,103



残存型枠工 (京都府長岡京市)

### (ウ) 標識工

木製の割合は全体では94%、林野庁では100%、農村振興局では86%、水産庁で96%であった。

部局	施工量 (枚)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m <sup>3</sup> )
生産局	0	0	—	0
農村振興局	2,515	2,174	86%	86
林野庁	3,192	3,192	100%	469
水産庁	305	293	96%	10
計	6,012	5,659	94%	565

### (エ) 視線誘導標

木製の割合は93%となった。

部局	施工量 (基)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m <sup>3</sup> )
生産局	0	0	—	0
農村振興局	92	6	7%	0
林野庁	1,604	1,604	100%	67
水産庁	37	0	0%	0
計	1733	1610	93%	67



工事用看板 (滋賀県蒲生郡)



視線誘導標の例

#### 4 農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品

##### ○ 対象物品における実績

備品における木製品の割合及び消耗品における間伐材を使用したものの割合の実績は、以下のとおりである。

##### ① 事務机

木製品の割合は全体では34%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では100%、農政局では3%、森林管理局では52%、施設等機関等では43%となった。

部局	導入数 (個)	木製品 (個)	木製品の割合	非木製品 (個)
林野庁	47	47	100%	0
林野庁以外の本省	11	11	100%	0
農政局	145	4	3%	141
森林管理局	25	13	52%	12
施設等機関等	23	10	43%	13
計	251	85	34%	166

##### ② 会議机

木製品の割合は全体では34%、林野庁以外の本省では84%、農政局では5%、森林管理局では100%となった。

部局	導入数 (個)	木製品 (個)	木製品の割合	非木製品 (個)
林野庁	0	0	—	0
林野庁以外の本省	25	21	84%	4
農政局	63	3	5%	60
森林管理局	9	9	100%	0
施設等機関等	0	0	—	0
計	97	33	34%	64

### ③ 書 棚

木製品の割合は全体では7%、林野庁以外の本省では1%、農政局では5%、森林管理局では20%、施設等機関等では33%となった。

部局	導入数 (個)	木製品 (個)	木製品の割合	非木製品 (個)
林野庁	0	0	—	0
林野庁以外の本省	123	1	1%	122
農政局	123	6	5%	117
森林管理局	55	11	20%	44
施設等機関等	6	2	33%	4
計	307	20	7%	287

### ④ コピー用紙

間伐材を使用したものの割合は全体では97%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では99%、農政局では95%、森林管理局では100%、施設等機関等では91%となった。

部局	導入数 (枚)	うち間伐材を使用したもの (枚)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	13,616,000	13,616,000	100%	0
林野庁以外の本省	113,466,000	112,781,000	99%	685,000
農政局	175,639,000	166,656,750	95%	8,982,250
森林管理局	53,246,750	53,224,250	100%	22,500
施設等機関等	14,924,625	13,521,450	91%	1,403,175
計	370,892,375	359,799,450	97%	11,092,925



間伐材を使用した製品 (コピー用紙)

⑤ 業務用茶封筒

間伐材を使用したものの割合は全体では69%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では95%、農政局では61%、森林管理局では88%、施設等機関等では83%となった。

部局	導入数 (枚)	うち間伐材を使用したもの (枚)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	61,600	61,600	100%	0
林野庁以外の本省	541,150	512,550	95%	28,600
農政局	2,851,649	1,732,627	61%	1,119,022
森林管理局	325,678	287,540	88%	38,138
施設等機関等	52,870	44,120	83%	8,750
計	3,832,947	2,638,437	69%	1,194,510

⑥ 名刺用紙

間伐材を使用したものの割合は全体では39%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では32%、農政局では66%、森林管理局では99%、施設等機関等では55%となった。

部局	導入数 (枚)	うち間伐材を使用したもの (枚)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	16,280	16,280	100%	0
林野庁以外の本省	1,063,790	341,350	32%	722,440
農政局	134,993	88,440	66%	46,553
森林管理局	33,880	33,430	99%	450
施設等機関等	26,210	14,360	55%	11,850
計	1,275,153	493,860	39%	781,293

⑦ フラットファイル

間伐材を使用したものの割合は全体では80%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では90%、農政局では86%、森林管理局では64%、施設等機関等では75%となった。

部局	導入数 (枚)	うち間伐材を使用したもの (枚)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	3,860	3,860	100%	0
林野庁以外の本省	41,600	37,480	90%	4,120
農政局	132,336	113,670	86%	18,666
森林管理局	72,848	46,819	64%	26,029
施設等機関等	8,857	6,655	75%	2,202
計	259,501	208,484	80%	51,017



間伐材を使用した製品（フラットファイル）

### ⑧ チューブファイル

間伐材を使用したものの割合は全体では79%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では70%、農政局では78%、森林管理局では87%、施設等機関等では83%となった。

部局	導入数 (冊)	うち間伐材を使用したもの (冊)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (冊)
林野庁	1,000	1,000	100%	0
林野庁以外の本省	9,051	6,320	70%	2,731
農政局	23,954	18,707	78%	5,247
森林管理局	8,988	7,776	87%	1,212
施設等機関等	3,245	2,703	83%	542
計	46,238	36,506	79%	9,732

### ⑨ 印刷物

間伐材を使用したものの割合は全体では36%、林野庁では91%、林野庁以外の本省では25%、農政局では36%、森林管理局では80%、施設等機関等では60%となった。

部局	導入数 (部)	うち間伐材を使用したもの (部)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (部)
林野庁	465,253	421,748	91%	43,505
林野庁以外の本省	4,373,966	1,084,852	25%	3,289,114
農政局	3,021,167	1,092,938	36%	1,928,229
森林管理局	65,706	52,540	80%	13,166
施設等機関等	666,453	402,553	60%	263,900
計	8,592,545	3,054,631	36%	5,537,914

⑩ 各種会議における飲料

間伐材を使った飲料用紙製缶（カートカン）を使用したものの割合は全体では55%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では57%、農政局では16%、森林管理局では72%、施設等機関等では67%となった。

部局	導入数 (本)	うち間伐材を使用したもの（カートカン）（本）	間伐材を使用したもの（カートカン）の割合	その他の製品 (本)
林野庁	794	794	100%	0
林野庁以外の本省	9,161	5,241	57%	3,920
農政局	3,523	549	16%	2,974
森林管理局	4,110	2,959	72%	1,151
施設等機関等	360	240	67%	120
計	17,948	9,783	55%	8,165



間伐材を使用した製品（カートカン）

## 5 木材利用の推進のために必要な取組と実績

項目	具体的取組
<p>需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備</p>	<p>大口の需要者への円滑な木材供給を図るため、木材業者の連携等による乾燥材、針葉樹合板、集成材、丸棒製品等に加え、木質耐火部材やCLT等の新たな木質部材の安定供給を促進する。</p> <p>(実績)</p> <p>CLT等の新たな製品をはじめ需要者ニーズに的確に対応した地域材の安定的・効率的な供給体制の構築や、地域材の競争力強化に資する木材加工流通施設の整備を支援。</p> <p>また、需要に応じた品質・数量の地域材を安定的・効率的に供給する体制の構築を図るため、原木供給可能量の拡大、協定取引の推進、原木の受入規格の調査の実施等を含めた構想の実現等に向け民有林と国有林が連携した協議会を設置。また、各森林管理局において、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む合板・集成材工場等と協定を締結し、それに基づいて間伐材等の国有林材を安定的に供給するシステム販売を実施（27年度システム販売実績：157万m<sup>3</sup> 素材のみ）。</p> <p>木材製品の規格化の推進等により木材の調達の容易化を図る。</p> <p>(実績)</p> <p>JAS材の利用を促進するため、JAS規格の改正等を踏まえた国産ツーバイフォー材普及の取組を支援。</p>
<p>木材需給のマッチングに向けた取組</p>	<p>国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会を活用し、木材需給のマッチングを図る。</p> <p>(実績)</p> <p>国、都道府県、素材生産者、流通関係者、製材業者や苗木生産者等からなる全国7箇所の需給情報連絡協議会（2回（中央需給情報連絡協議会は1回））を開催し、国産材の需給情報を収集・共有。</p>
<p>木材利用に係る技術開発</p>	<p>需要者ニーズに対応しつつ、木材の特性を活かした加工技術の開発、新商品の開発等の取組を推進する。</p> <p>(実績)</p> <p>CLTを建築材料として利用するために必要な強度データ収集や中大規模木造建築に必要な耐火性能を満たす木質部材の開発等を実施。CLT等新たな部材を活用した中大規模建築物向け構法や接合部の開発や、CLTを活用した建築物の実証・展示を支援。</p>
<p>木造と他の構造との間の総合的比較評価</p>	<p>木造とRC造等他の構造との間の建設コストや省エネルギー効果、健康面への影響等にかかる総合的比較評価を実施する。</p>

	<p>(実 績) 木造建築物等の健康面への効果や省エネ性能の定量化に向けた調査等を実施。</p>
土木分野における木材利用の促進	<p>地盤改良用木杭や残存型枠等の全国的な普及等を通じて土木分野における木材利用を促進する。</p> <p>(実 績) 土木分野における木材利用を促進するため、地盤改良用木杭及びクリート型枠用合板について、全国的な実証、ワークショップ等を通じた普及の取組を支援。</p> <p>木製構造物の設計価格の積算に必要な標準歩掛等の追加を行い、木製構造物の採用及び施工を促進する。</p> <p>(実 績) 林野公共事業における木製構造物に関する歩掛等を充実。(木製構造物の施工歩掛は、標準歩掛42工法、暫定歩掛166工法)</p>
木材利用推進に関する人材育成	<p>耐火建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わることができる設計者等を育成する。</p> <p>(実 績) 中大規模建築物の木造化・木質化に必要な知見を有する建築士を育成する取組を支援。</p>
木造化等に関する情報の収集・提供	<p>一般流通部材を活用する等して低コスト化を図った施設や、メンテナンス性の向上に配慮した施設等の優良事例に関する情報を収集し、適切な手段を用いて的確に提供する。</p> <p>(実 績) 価格・品質競争力を持つ一般流通部材を活用した中大規模木造建築物の設計情報の普及活動を支援。屋外用木材製品普及のため「屋外空間における木材利用ハンドブック」の発行を支援。</p>
木材利用推進に関する具体的な説明の実施	<p>関係部局の土木工事の担当者等を対象とした、木材を利用する設計、施工に係る実践的、実務的な講習会の開催等を行う。</p> <p>(実 績) 6月に各森林管理局及び都道府県の設計・積算等担当者を対象に設計・積算等説明会を開催し、追加及び見直しした木製構造物に関する歩掛等について説明・周知。</p> <p>森林管理局及び森林管理署が、地方農政局等の農林水産省の地方出先機関や関係機関に対し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実 績) 各森林管理局が都道府県の協議会等と連携し、地方農政局、</p>

	<p>国土交通省地方整備局等に対して、木材の利用拡大に関する要請活動を実施。</p> <p>森林管理局及び森林管理署が、必要に応じて地方段階の都道府県の担当省会議等の場において、都道府県の林務担当部局と連携・協力し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実績) 森林管理局及び森林管理署等が都道府県や市町村等の関係機関に対し、各種会議や協議会、意見交換等の機会に木材利用拡大に関する具体的な説明や市町村における木材利用推進方針の作成等を要請。</p>
<p>木材利用推進のための問合せ窓口による対応</p>	<p>農林水産省関係補助事業対象施設の木造化、内装等の木質化等を一層推進するために、木材利用推進中央協議会に設置された問合せ窓口により各種問合せに対応する。</p> <p>(実績) 木材利用推進中央協議会に設置した問合せ窓口により、実需者から間伐紙の入手先の照会や、ホームページで紹介できる優良な木造施設の事例などに関する問合せに対応。</p>

## 6 今後の取組

- 林野庁は、各局庁、地方組織、関係機関に対し、様々な場を活用し、改めて木材利用の意義、必要性を周知徹底する。
- 林野庁は、木材・木製品（割り箸を含む）の利用事例、地域材を活用した公共建築物の優良事例、木造化のコスト分析結果や新たな技術開発成果について、各組織に対し積極的に情報開示を行いつつ、庁舎内等でのさらなる推進を図る。
- 林野庁は、取組の不十分な組織等に対して、事情を聴取したうえ、必要な改善策の検討を求める。
- 各組織は、木材の利用がコスト面で対応し難いと思われる場合、自らのみで判断することなく、林野庁と相談して対応する。
- 林野庁は、合法木材等を使用する業者、業界に対して、コスト低減、ニーズに合った製品づくり・供給を更に働きかける。また、各組織に対して製品等の情報提供を積極的に行う。
- 契約担当部局は、単価契約の物品に必ず「合法木材等を使用した製品」等を入れる。

## 平成27年度の公共建築物の木造率について

平成27年度に着工された公共建築物の木造率（床面積ベース）は11.7%となり、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行から5年目にして初めて10%を超えた前年度（10.4%）から、さらに1.3ポイントの増加となりました。

### 概要

平成27年度に着工された公共建築物の木造率（床面積ベース）は、11.7%となり、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）の施行から5年目にして初めて10%を超えた前年度（10.4%）から、さらに1.3ポイントの増加となりました。

また、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号）により、積極的に木造化を促進することとされている低層（3階建て以下）の公共建築物においては、木造率が26.0%（対前年度比2.8ポイント増）となりました。さらに、都道府県別木造率では、秋田県が1位（38.6%）となりました。

### 木造率の推移

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
建築物全体	43.2%	41.6%	41.0%	41.8%	40.3%	41.8%
うち公共建築物	8.3%	8.4%	9.0%	8.9%	10.4%	11.7%
うち低層の公共建築物	17.9%	21.3%	21.5%	21.0%	23.2%	26.0%

「建築着工統計調査平成27年度」（国土交通省）のデータを元に林野庁が試算

注1 木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）に木材を利用したものをいう。

注2 木造率の試算の対象には住宅を含む。また、新築、増築、改築を含む（低層の公共建築物については新築のみ）。

注3 「公共建築物」とは国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物をいう。

#### < 添付資料 >

- ・平成27年度建築着工統計から得られる木造率
- ・都道府県別公共建築物の木造率の状況
- ・都道府県別低層（3階建て以下）公共建築物の木造率の状況
- ・平成27年度都道府県別主体別公共建築物の木造率

**【お問合せ先】**

林政部木材利用課

担当者：木造公共建築物促進班 藤田、吉田

代表：03-3502-8111（内線6127）

ダイヤルイン：03-6744-2626

FAX：03-3502-0305

# 平成27年度建築着工統計から得られる木造率

【延べ床面積ベース】	全体		低層(3階建て以下)	
	合計(m <sup>2</sup> )	木造率(%)	合計(m <sup>2</sup> )	木造率(%)
建築物全体	129,604,043	41.8%	81,701,020	61.9%
	54,138,702		50,576,349	
公共建築物	15,807,847	11.7%	5,829,636	26.0%
	1,846,079		1,516,412	
国	837,875	2.7%	144,002	13.3%
	22,699		19,222	
都道府県	1,552,373	3.7%	345,660	9.8%
	56,919		33,722	
市町村	4,702,063	9.3%	1,686,976	19.8%
	438,975		334,240	
民間と個人	8,715,536	15.2%	3,652,998	30.9%
	1,327,486		1,129,228	

上段:新築等に係る床面積の合計 下段:うち、木造の床面積の合計

※資料:建築着工統計(平成27年度)のデータを元に林野庁が試算

## 都道府県別公共建築物の木造率の状況

【延べ床面積ベース】

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
北海道	12.3	13.8	13.5	14.7	14.1	15.7
青森	15.5	15.6	28.9	29.8	28.2	18.9
岩手	24.1	25.4	22.8	18.7	19.0	30.8
宮城	15.9	13.2	12.6	6.9	15.1	13.9
秋田	30.3	27.3	27.9	22.7	28.6	38.6
山形	21.2	20.4	21.4	16.9	21.4	27.6
福島	11.1	14.7	17.4	15.3	16.3	12.8
茨城	11.0	11.0	10.3	12.6	14.5	17.8
栃木	12.4	15.5	15.2	9.7	15.2	23.2
群馬	21.9	16.2	24.1	19.7	17.9	16.7
埼玉	7.7	5.2	6.9	7.3	10.6	9.3
千葉	5.1	5.8	6.0	7.0	8.4	9.7
東京都	1.1	1.3	1.0	1.9	1.9	2.8
神奈川県	3.2	3.1	4.9	4.1	5.2	5.9
新潟	12.2	13.8	14.8	18.7	12.5	16.7
富山	6.8	12.2	8.8	11.2	9.0	18.6
石川	9.5	8.2	9.6	8.2	6.1	10.4
福井	6.1	7.5	9.5	7.9	6.5	13.5
山梨	9.2	8.4	8.0	10.3	13.0	27.9
長野	15.8	12.5	12.4	10.0	17.9	15.8
岐阜	9.6	11.7	11.6	12.3	14.2	18.9
静岡県	6.2	4.6	6.0	7.7	9.3	9.3
愛知県	5.4	5.2	6.2	7.2	8.2	12.7
三重	14.3	14.9	11.7	14.4	17.4	18.7
滋賀	8.5	11.0	8.3	11.8	15.1	9.3
京都	3.8	5.4	5.6	5.0	5.5	9.0
大阪	2.5	2.8	2.8	3.9	3.2	6.0
兵庫	4.0	5.6	3.7	4.3	4.1	4.2
奈良	7.9	5.2	8.4	6.2	5.4	11.2
和歌山	7.6	8.5	9.9	16.8	19.3	19.0
鳥取	18.4	27.4	16.7	15.1	16.4	13.9
島根	23.5	25.3	27.9	21.2	25.1	22.1
岡山	6.4	10.6	9.1	5.0	9.6	10.3
広島	3.8	5.5	5.7	6.0	8.2	6.5
山口	7.2	5.9	9.0	11.2	11.8	7.7
徳島	8.6	8.3	6.7	8.5	8.5	9.3
香川	4.3	5.3	4.7	3.6	5.3	5.4
愛媛	7.2	8.0	12.9	9.5	12.3	14.8
高知	16.5	12.1	8.1	7.6	14.9	12.5
福岡	7.0	7.2	8.7	8.3	9.7	12.4
佐賀	10.6	18.9	13.0	13.0	14.5	14.1
長崎	7.2	8.0	9.6	6.9	10.4	18.2
熊本	11.8	11.5	18.5	15.5	18.3	19.6
大分	7.6	11.5	12.7	14.7	14.0	19.9
宮崎	19.5	25.7	23.5	17.6	25.8	29.7
鹿児島	16.1	13.2	17.3	12.6	19.4	21.0
沖縄	0.1	0.3	0.0	0.0	0.2	0.2

※建築着工統計(国土交通省)のデータを元に当該年度に着工された建築物の木造率を林野庁が試算。

※「公共建築物」とは、国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物を言う。

※木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を利用したものを言う。木造と他構造の混構造の場合、床面積の多い部分の構造となる。

※新築、増築、改築を含む。

## 都道府県別低層(3階建て以下)公共建築物の木造率の状況

【延べ床面積ベース】

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
北海道	22.0	28.4	28.1	26.4	32.6	28.4
青森	29.2	27.3	50.5	40.2	49.3	30.2
岩手	32.3	38.5	38.9	33.3	32.9	42.1
宮城	24.3	32.4	30.8	26.6	36.9	36.4
秋田	42.1	47.4	37.8	36.3	43.7	55.3
山形	44.0	33.3	33.7	27.6	33.1	43.2
福島	25.4	27.5	41.5	33.1	29.6	25.9
茨城	18.4	24.2	19.8	23.0	24.8	34.0
栃木	22.8	19.0	24.6	22.4	23.1	32.7
群馬	43.5	30.1	41.4	36.4	28.5	30.4
埼玉	17.0	14.0	18.8	16.8	19.5	22.6
千葉	13.1	11.8	12.6	13.5	18.3	23.7
東京都	4.8	6.0	4.6	6.7	8.1	10.2
神奈川県	9.1	9.1	13.1	14.1	14.6	16.6
新潟	23.2	27.1	31.2	32.6	27.2	34.1
富山	12.3	20.0	21.9	37.5	22.1	32.3
石川	21.8	16.0	13.8	18.8	15.9	20.0
福井	16.5	13.6	14.2	27.2	21.4	18.2
山梨	26.8	17.1	16.0	19.3	22.5	42.3
長野	24.2	22.0	31.9	25.8	34.0	29.5
岐阜	18.5	20.8	21.6	21.4	22.0	29.5
静岡県	9.6	11.3	11.9	13.3	16.3	18.3
愛知県	14.4	14.9	15.7	19.0	21.1	27.9
三重	26.4	23.7	28.0	27.2	22.4	30.8
滋賀	26.7	20.1	12.1	24.7	24.9	26.9
京都	13.4	14.2	14.1	18.7	15.7	22.3
大阪	10.5	13.0	11.9	12.2	11.2	16.3
兵庫	15.3	17.4	13.2	12.8	11.4	11.7
奈良	21.1	11.4	15.7	20.6	10.8	21.8
和歌山	17.0	15.5	19.1	26.1	30.9	27.2
鳥取	34.3	52.7	35.2	32.9	21.6	30.9
島根	43.2	32.3	39.4	36.7	37.9	47.8
岡山	16.8	26.3	23.0	17.6	23.3	31.7
広島	9.5	17.7	17.1	17.1	20.6	17.3
山口	23.7	14.0	24.5	25.7	41.1	28.8
徳島	18.7	20.7	29.9	15.8	20.7	23.7
香川	14.7	14.4	8.0	10.5	11.5	26.6
愛媛	19.0	13.9	18.7	18.3	29.3	34.9
高知	36.0	24.4	23.4	15.2	20.3	23.1
福岡	17.4	20.8	24.3	19.3	26.5	28.3
佐賀	22.6	45.9	27.4	25.6	30.5	28.0
長崎	13.6	28.5	24.2	18.0	21.4	41.6
熊本	24.6	27.4	37.0	28.8	33.8	36.5
大分	20.6	24.7	23.9	31.0	19.6	43.6
宮崎	38.3	36.0	35.9	40.0	38.8	47.6
鹿児島	26.9	28.3	31.9	26.0	35.7	38.3
沖縄	0.4	0.8	0.1	0.0	0.7	0.5

※建築着工統計(国土交通省)のデータを元に当該年度に着工された建築物の木造率を林野庁が試算。

※「公共建築物」とは、国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物を言う。

※木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を利用したものを言う。木造と他構造の混構造の場合、床面積の多い部分の構造となる。

※新築のみ(増築、改築は含まない)。

# 平成27年度都道府県別主体別公共建築物の木造率

【延べ床面積ベース】

(単位:%)

	公共建築物全体			うち低層(3階建て以下)の公共建築物														
				①国が整備			②都道府県が整備			③市町村が整備			④民間事業者が整備			合計(①+②+③+④)		
	新築・増築・改築に係る床面積の合計(㎡)	うち、木造のもの床面積の合計(㎡)	木造率(%)	新築に係る床面積の合計(㎡)	うち、木造のもの床面積の合計(㎡)	木造率(%)	新築に係る床面積の合計(㎡)	うち、木造のもの床面積の合計(㎡)	木造率(%)	新築に係る床面積の合計(㎡)	うち、木造のもの床面積の合計(㎡)	木造率(%)	新築に係る床面積の合計(㎡)	うち、木造のもの床面積の合計(㎡)	木造率(%)	新築に係る床面積の合計(㎡)	うち、木造のもの床面積の合計(㎡)	木造率(%)
北海道	843,841	132,811	15.7	11,141	814	7.3	16,880	434	2.6	161,071	41,459	25.7	217,823	72,883	33.5	406,915	115,590	28.4
青森	204,291	38,696	18.9	4,653	75	1.6	8,085	356	4.4	44,697	9,211	20.6	56,887	24,913	43.8	114,322	34,555	30.2
岩手	258,098	79,478	30.8	4,259	2,880	67.6	32,944	2,849	8.6	67,717	36,504	53.9	28,189	13,768	48.8	133,109	56,001	42.1
宮城	637,492	88,844	13.9	23,009	10,224	44.4	4,582	327	7.1	100,797	30,862	30.6	69,848	30,838	44.2	198,236	72,251	36.4
秋田	116,640	45,057	38.6	1,962	523	26.7	666	544	81.7	27,652	7,098	25.7	37,240	29,149	78.3	67,520	37,314	55.3
山形	132,321	36,523	27.6	237	0	0.0	422	113	26.8	22,910	6,707	29.3	36,602	19,176	52.4	60,171	25,996	43.2
福島	497,899	63,606	12.8	6,562	0	0.0	54,136	10,719	19.8	81,942	24,213	29.5	81,566	23,163	28.4	224,206	58,095	25.9
茨城	354,449	62,992	17.8	0	0	-	422	0	0.0	44,078	5,905	13.4	107,755	45,836	42.5	152,255	51,741	34.0
栃木	174,778	40,574	23.2	88	88	100.0	5,929	258	4.4	21,168	991	4.7	68,628	29,982	43.7	95,813	31,319	32.7
群馬	348,226	58,050	16.7	252	252	100.0	326	235	72.1	29,622	8,112	27.4	128,996	39,816	30.9	159,196	48,415	30.4
埼玉	737,507	68,586	9.3	2,039	419	20.5	2,419	0	0.0	23,566	6,970	29.6	249,080	55,289	22.2	277,104	62,678	22.6
千葉	544,021	52,973	9.7	2,388	50	2.1	1,444	180	12.5	44,543	7,551	17.0	148,473	38,787	26.1	196,848	46,568	23.7
東京都	1,611,567	45,373	2.8	19,877	37	0.2	56,539	1,360	2.4	79,434	4,586	5.8	262,583	36,596	13.9	418,433	42,579	10.2
神奈川県	718,718	42,406	5.9	4,710	0	0.0	16,084	26	0.2	34,188	892	2.6	173,540	36,979	21.3	228,522	37,897	16.6
新潟	262,464	43,791	16.7	588	0	0.0	6,481	179	2.8	34,764	9,825	28.3	55,620	23,273	41.8	97,453	33,277	34.1
富山	113,905	21,151	18.6	1,442	50	3.5	917	31	3.4	12,805	3,035	23.7	40,632	14,896	36.7	55,796	18,012	32.3
石川	176,602	18,342	10.4	629	184	29.3	301	189	62.8	40,054	2,937	7.3	44,347	13,790	31.1	85,331	17,100	20.0
福井	111,579	15,042	13.5	0	0	-	3,655	2,235	61.1	24,439	3,242	13.3	37,252	6,425	17.2	65,346	11,902	18.2
山梨	61,442	17,127	27.9	56	56	100.0	303	0	0.0	12,436	4,797	38.6	23,188	10,385	44.8	35,983	15,238	42.3
長野	275,432	43,443	15.8	696	232	33.3	1,756	1,031	58.7	80,121	17,564	21.9	38,586	16,867	43.7	121,159	35,694	29.5
岐阜	147,155	27,793	18.9	1,775	0	0.0	6,642	330	5.0	20,695	1,982	9.6	44,862	19,475	43.4	73,974	21,787	29.5
静岡	328,580	30,618	9.3	2,634	0	0.0	2,348	0	0.0	37,231	2,170	5.8	102,206	24,265	23.7	144,419	26,435	18.3
愛知	666,989	84,559	12.7	608	0	0.0	6,786	0	0.0	44,521	5,858	13.2	189,923	61,659	32.5	241,838	67,517	27.9
三重	228,817	42,723	18.7	9,212	119	1.3	13,380	597	4.5	34,307	6,577	19.2	70,111	31,842	45.4	127,010	39,135	30.8
滋賀	164,994	15,375	9.3	0	0	-	1,434	503	35.1	20,349	1,155	5.7	29,773	12,205	41.0	51,556	13,863	26.9
京都	254,599	22,949	9.0	1,139	606	53.2	2,386	338	14.2	7,230	2,616	36.2	57,713	11,696	20.3	68,468	15,256	22.3
大阪	809,873	48,320	6.0	236	211	89.4	5,561	0	0.0	51,548	570	1.1	214,062	43,488	20.3	271,407	44,269	16.3
兵庫	667,978	28,388	4.2	1,568	194	12.4	11,417	272	2.4	57,868	2,298	4.0	115,038	19,057	16.6	185,891	21,821	11.7
奈良	130,470	14,580	11.2	10,188	411	4.0	857	108	12.6	17,523	1,831	10.4	32,495	10,959	33.7	61,063	13,309	21.8
和歌山	139,347	26,409	19.0	1,206	194	16.1	16,433	376	2.3	32,721	5,969	18.2	24,906	13,934	55.9	75,266	20,473	27.2
鳥取	73,443	10,245	13.9	12	0	0.0	373	0	0.0	12,168	1,937	15.9	12,414	5,784	46.6	24,967	7,721	30.9
島根	128,740	28,426	22.1	600	0	0.0	2,420	2,313	95.6	12,404	3,718	30.0	32,948	17,111	51.9	48,372	23,142	47.8
岡山	269,530	27,673	10.3	0	0	-	1,957	290	14.8	21,963	8,545	38.9	42,980	12,361	28.8	66,900	21,196	31.7
広島	264,228	17,212	6.5	1,082	0	0.0	9,986	219	2.2	27,029	2,894	10.7	42,654	10,893	25.5	80,751	14,006	17.3
山口	255,459	19,733	7.7	13,282	215	1.6	366	106	29.0	15,455	2,250	14.6	30,897	14,727	47.7	60,000	17,298	28.8
徳島	112,639	10,431	9.3	0	0	-	1,048	223	21.3	14,341	2,276	15.9	17,069	5,179	30.3	32,458	7,678	23.7
香川	196,230	10,672	5.4	17	0	0.0	2,433	256	10.5	8,942	976	10.9	24,179	8,223	34.0	35,571	9,455	26.6
愛媛	216,084	32,059	14.8	4,642	285	6.1	2,189	105	4.8	23,842	2,995	12.6	45,447	23,143	50.9	76,120	26,528	34.9
高知	118,056	14,769	12.5	2,323	0	0.0	1,990	1,030	51.8	23,110	7,300	31.6	28,563	4,607	16.1	55,986	12,937	23.1
福岡	724,150	89,505	12.4	955	0	0.0	1,769	632	35.7	45,463	11,294	24.8	205,008	59,832	29.2	253,195	71,758	28.3
佐賀	176,347	24,846	14.1	570	0	0.0	8,154	456	5.6	18,574	1,751	9.4	37,914	16,078	42.4	65,212	18,285	28.0
長崎	176,894	32,219	18.2	1,412	533	37.7	4,857	251	5.2	7,711	3,844	49.9	44,238	19,596	44.3	58,218	24,224	41.6
熊本	220,767	43,261	19.6	22	0	0.0	376	284	75.5	22,799	4,024	17.6	70,524	29,938	42.5	93,721	34,246	36.5
大分	181,588	36,163	19.9	790	250	31.6	277	277	100.0	14,863	6,765	45.5	43,357	18,582	42.9	59,287	25,874	43.6
宮崎	142,697	42,413	29.7	287	41	14.3	138	0	0.0	14,161	4,687	33.1	50,372	26,181	52.0	64,958	30,909	47.6
鹿児島	231,311	48,641	21.0	1,504	279	18.6	4,403	3,690	83.8	27,031	5,381	19.9	56,419	24,914	44.2	89,357	34,264	38.3
沖縄	599,610	1,232	0.2	3,350	0	0.0	21,389	0	0.0	65,123	116	0.2	80,091	688	0.9	169,953	804	0.5
合計	15,807,847	1,846,079	11.7	144,002	19,222	13.3	345,660	33,722	9.8	1,686,976	334,240	19.8	3,652,998	1,129,228	30.9	5,829,636	1,516,412	26.0

※建築着工統計(国土交通省)のデータを元に平成27年度に着工された建築物の木造率を林野庁が試算。

※「公共建築物」とは、国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物を言う。

※木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を利用したものを言う。木造と他構造の混構造の場合、床面積の多い部分の構造となる。